

平成29年度 飲酒運転撲滅強化旬間 実施要綱

1 目的

昨年の県内における飲酒運転の検挙件数は219件と前年より80件減少したが、飲酒運転による交通事故は36件と前年より7件増加するなど、悪質・危険な飲酒運転は後を絶たない状況です。

本旬間は、飲酒運転撲滅の広報啓発を強化することにより、広く県民に「飲酒運転をしない、させない、許さない」意識の浸透を図り、飲酒運転を撲滅することを目的とします。

2 期間

6月1日（木）～6月10日（土）

3 重点

- 飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底
- 家庭、職場、地域から飲酒運転者を出さない広報啓発の推進

4 全機関・団体の具体的推進事項

(1) 推進体制の確立

- 地域（地区・市町村等）における飲酒運転撲滅推進会議等の開催
- 飲酒運転撲滅強化旬間推進計画の策定

(2) 具体的推進対策

① 広報啓発活動の強化

- 県下一斉広報日の設定による広報
 - ・ チラシ配布、ラジオ、社内・店内放送、街頭啓発、広報車等による広報
- 様々な手法による広報啓発
 - ・ テレビ、新聞等による広報
 - ・ 広報紙・ホームページ、回覧板、掲示板、会報、連絡文書等への広報文等の掲載
 - ・ 会議、会合等での一言声掛けによる広報

② 職場における啓発、呼びかけの徹底

- 朝礼等での「職場から飲酒運転者を出さない」呼びかけの徹底
- 「飲酒運転をしない、させない、許さない」宣言等の作成による意識づけの徹底

③ 世帯訪問等による呼びかけ

- 「家族から飲酒運転者を出さない」呼びかけの促進

④ 街頭啓発活動

- 通勤時の街頭での啓発活動
- 飲食店、酒販店等へのポスター・チラシ配布等を含む地域全体での啓発活動

⑤ 飲食店、酒販店等の酒類提供者側の客等に対する啓発

- 飲酒運転の罰則等の広報啓発
- 飲酒運転防止策（ハンドルキーパー運動、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設などの利用）の促進

⑥ 取締りの推進

- 飲酒運転取締りの強化
- 車両・酒類を提供した者や同乗者に対する厳正な取締り

5 県下一斉広報日

6月1日（木）、6月6日（火）



主唱：山形県交通安全対策協議会

参考

広報文(例)

飲酒運転は重大な事故を起こしかねない“悪質な犯罪”です。
飲酒運転は、危険な行為であるばかりでなく、事故の相手とその家族、自分や自分の家族にも悲惨な結果をもたらします。
飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」を徹底し、みんなで飲酒運転をなくしましょう。

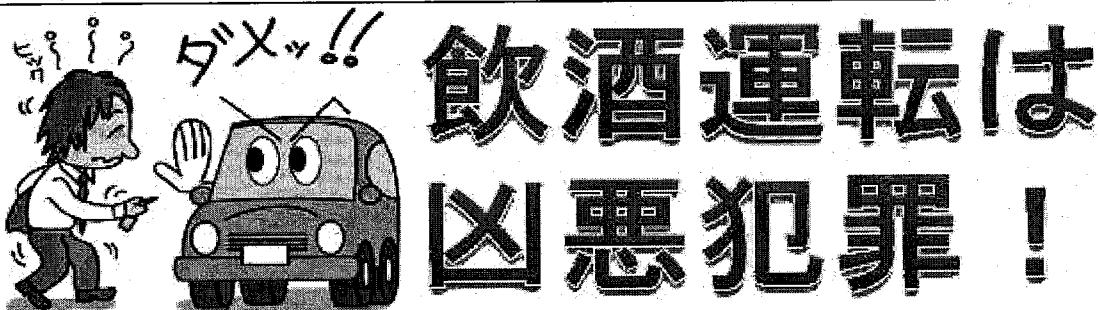
飲酒運転撲滅強化旬間 実施中

広報誌等掲載(例)

「飲酒運転を
しない！ させない！ 許さない！」
「飲酒運転撲滅強化旬間」 実施中！！

○○○は飲酒運転撲滅運動に参加しています。

チラシ(例)



飲酒運転は、重大な交通事故を起こすおそれがある高く、極めて危険で悪質な行為です。
飲酒運転をすると、刑事罰や行政処分を受けるだけでなく、勤め先からの解雇や隣近所からの孤立など社会的な制裁を受け、さらには家庭崩壊を招く場合もある恐ろしい犯罪です。
飲酒運転を「しない、させない、許さない」を徹底し、皆で飲酒運転を撲滅しましょう。

最近の飲酒運転による事故の主な判例

飲酒ひき逃げ事故 懲役20年の判決

飲酒運転で事故を起こし、4人を死亡させ、4人に重軽傷を負わせ逃走した事故の加害者に対し、裁判官は「言語道断」と、懲役20年を言い渡した。

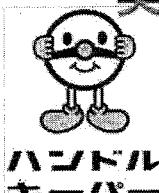
飲酒運転の事故で同乗者2人死亡 懲役4年の判決

飲酒運転の車が右カーブで道路を飛び出し電柱に激突、車両は大破し、同乗者2名が死亡した。裁判官は、運転者に懲役4年の判決を言い渡した。

飲酒事故の車に同乗 懲役2年の判決

飲酒運転で対向車2台と衝突し、2人が死亡、4人が重軽傷を負った事故で、運転者が懲役16年の判決を受けたほか、同乗していた者にも「犯行を容認した」として、懲役2年の判決が下された。

ハンドルキーパー運動を 実践しましょう!!



ハンドルキーパーは、予めお酒を飲まない人を決めておいて、その人が仲間に自宅まで送り届けて飲酒運転を防止する運動です。